

系統金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正に係る意見・情報の募集結果

番号	項目	提出された御質問・御意見	御質問・御意見に対する考え方
1	全般	<p>今回の改正は、金融庁のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに記載されている業界団体や中央機関等の役割において、リスクベース・アプローチに関する先進的な取組みや国際的なマネロン・テロ資金供与対策の動向の把握等について、各金融機関等による個別の情報収集のみでは限界がある場合もある。マネロン・テロ資金供与の手法や態様は常に変化しており、特に、規模が小さい又は取引範囲が限定的な金融機関等においては、十分な情報や対応のノウハウの蓄積が困難なことも考えられる。我が国金融システム全体の底上げの観点からは、業界団体や中央機関等が、当局とも連携しながら、金融機関等にとって参考とすべき情報や対応事例の共有、態勢構築に関する支援等を行うほか、必要かつ適切な場合には、マネロン・テロ資金供与対策に係るシステムの共同運用の促進、利用者の幅広い理解の促進等も含め、傘下金融機関等による対応の向上に中心的・指導的な役割を果たすことが重要である。という観点から、農林中央金庫に中央機関の役割を改めて担うよう強調したのですか。時期として遅すぎるのではないのでしょうか。</p>	<p>今回の監督指針の改正は、マネロン・テロ資金供与対策上、系統中央機関としての農中及び信連に対し求めている系統内で果たすべき役割を、同指針内において明確化するものであり、その役割について系統金融機関の役職員や、当該系統金融機関の監督事務に携わる職員にとり、より分かりやすい表現とすることを目的としております。</p>
2	全般	<p>「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の内容の趣旨を徹底するために改正を行うと</p>	

		のことだが、なぜ今（今更）当該ガイドラインの内容の趣旨を徹底させる必要が生じたのか。改正の趣旨を具体的に明らかにすべき。	
--	--	--	--